



熊本県公報

号外 第28号
令和8年(2026年)
3月31日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

| | | |
|----------------------------|-------|----|
| 条 例 | | |
| ○熊本県税条例等の一部を改正する条例 | (税務課) | 2 |
| ○熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例 | (〃) | 5 |
| 規 則 | | |
| ○熊本県税条例施行規則等の一部を改正する規則 | (税務課) | 5 |
| ○熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則 | (〃) | 17 |
| 訓 令 | | |
| ○熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令 | (税務課) | 18 |

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県税条例等の一部を改正する条例

1 熊本県税条例の一部改正【第1条】

(1) 自動車税

ア 自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を自動車税とするほか、所要の規定の整備を行うこととした。(第3条、第23条、第99条-第106条、第107条-第109条、附則第3条の2、附則第8条の8-附則第8条の12、附則第9条の2、附則第9条の3関係)

イ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する特例措置について、次のとおり延長することとした。(附則第9条関係)

(ア) 環境負荷の少ない自動車

令和8年度及び令和9年度に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該登録の翌年度分の税率の概ね100分の75を軽減する特例措置を講ずることとした。

(イ) 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)及びキャンピング車、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。)に對する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね100分の15(バス及びトラックについては概ね100分の10)を重課する特例措置を講ずることとした。

a ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

b 軽油自動車その他のaに掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

(2) 不動産取得税

ア 新築住宅を独立行政法人都市再生機構等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和13年3月31日まで延長することとした。(附則第6条の7関係)

イ 土地が取得され、かつ、当該土地の上に特例適用住宅新築された場合の税額の減額及び徴収猶予について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和13年3月31日まで延長することとした。(附則第6条の7関係)

ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和13年3月31日まで延長することとした。(附則第7条関係)

(3) 軽油引取税

軽油引取税の税率の特例措置を廃止するほか、所要の規定の整備を行うこ

- ととした。(附則第8条の5-附則第8条の7関係)
- 2 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正【第2条】
 現行の自動車税種別割を自動車税とすることに伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第1条-第5条関係)
- 3 熊本県税災害減免条例の一部改正【第3条関係】
 自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を自動車税とすることに伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第5条、第6条関係)
- 4 熊本県自動車税事務所条例の一部改正【第4条】
 地方税法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第1条関係)
- 5 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部改正【第5条】
 地方税法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(別表第2関係)
- 6 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。
- 7 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正を踏まえ、県税の課税免除の対象要件となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限を令和10年3月31日まで延長することとした。(第4条の14関係)
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

条 例

熊本県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第29号

熊本県税条例等の一部を改正する条例
(熊本県税条例の一部改正)

- 第1条 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。
- 第3条第1項中「(自動車税の環境性能割(法第145条第1号に規定する環境性能割をいう。附則第3条の2を除き、以下「環境性能割」という。))にあっては、自動車税事務所長)」を削る。
- 第23条第1項中「、環境性能割」を削り、「種別割」を「自動車税」に改める。
- 第99条第1項を次のように改める。
 自動車税は、道路運送車両法(昭和26年法律第85号)第2条第2項に規定する自動車のうち、同法第3条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のもの(以下この節において「自動車」という。)に対し、その所有者に課する。
- 第99条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に改め、同項を同条第2項とする。
- 第99条の2第1項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「自動車の取得者及び」を削り、同条第2項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第3項及び第4項を削る。
- 第100条第2項中「種別割」を「自動車税」に改める。
- 第100条の2から第100条の8までを削る。
- 第101条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の次に「(同号に係る部分に限る。)」を加え、同条第3項及び第4項中「種別割」を「自動車税」に改める。
- 第102条(見出しを含む。)、第103条(見出しを含む。))及び第104条(見出しを含む。)の規定中「種別割」を「自動車税」に改める。
- 第105条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「新規登録」を「道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(次項、次条並びに第106条第1項及び第2項において「新規登録」という。))」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第4項本文中「種別割を」を「自動車税を」に、「収納計器」を「知事が指定した熊本県税証紙代金収納計器(以下この条において「収納計器」という。))」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、「収納印」の次に「(規則で定める形式の印影をいう。))」を加え、「種別割額」を「自動車税額」に改め、「納税済印」の次に「(規則で定める形式の印影をいう。))」を加え、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第5項及び第6項を次

第6条の見出し中「の種別割」を削り、同条各号列記以外の部分中「の種別割（以下「種別割」という。）」を削り、「種別割について」を「自動車税について」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第1号中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2号中「種別割額」を「自動車税額」に改める。

（熊本県自動車税事務所条例の一部改正）

第4条 熊本県自動車税事務所条例（昭和40年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに附則第3条の2」を削る。

（熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部改正）

第5条 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項中「並びに地方税法附則第29条の10第1項の規定により知事が行うものとされた軽自動車税の環境性能割の減免」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（軽油引取税に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に熊本県税条例第92条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは同条第93条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第92条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

3 第1条の規定による改正後の熊本県税条例及び第2条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。

4 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

6 施行日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務は、なお従前の例による。

7 施行日前の代替自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割の免除については、なお、従前の例による。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第30号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の14第1項第1号中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

規 則

熊本県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第23号

熊本県税条例施行規則等の一部を改正する規則

（熊本県税条例施行規則の一部改正）

第1条 熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の4中「種別割」を削る。

第7条第6項を削る。

第9条の7中「第1条の4第1項若しくは第2項」を「第1条の4第1項又は第2項」に改め、「又は条例第3条第1項の規定により徴収に関する事務の委任を受けた自動車税事務所長」を削る。

第10条の2、第11条第1項、第11条の3の2及び第11条の3の4中「第1条

の4第1項若しくは第2項」を「第1条の4第1項又は第2項」に改め、「又は条例第3条第1項の規定により徴収に関する事務の委任を受けた自動車税事務所長」を削る。
 第17条の2第1項中「、軽油引取税又は自動車税環境性能割」を「又は軽油引取税」に改める。
 第19条の3第4号中「種別割（次章第4節において「種別割」という。）」を削る。
 第19条の3の5第2項の表(3)を次のように改める。

| | |
|--|--|
| (3) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金に係る申請 | ア 公益信託に関する法律第11条に規定する行政庁の公益信託許可に係る公示の写し イ 当該公益信託の信託行為 ウ 当該公益信託の事業計画書及び収支予算書 エ その他当該支出した金銭の公益寄与状況を説明するために参考となる書類 |
|--|--|

第19条の3の5第3項中「第78条第2項第2号及び第3号」を「第78条第2項第2号から第4号まで」に改め、「同条第3項及び」を削る。
 第33条の2から第33条の3の2まで次のように改める。

第33条の2から第33条の3の2まで削除
 第33条の3の3中「第100条の8第3項及び」を削り、同条第1号中「、次条、第33条の3の5及び第34条の2の2」を削り、「及び第33条の3の5」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「次条、」及び「及び第34条の2の2」を削る。
 第33条の3の4を次のように改める。

第33条の3の4 削除
 第33条の3の5中「第100条の8第1項第1号」を「第109条第1項第5号」に改める。

第33条の3の7の見出し、第33条の4の見出し、第33条の6第2項、第33条の8第1項第1号及び第2号、第33条第3号並びに第4項、第34条の見出し並びに第34条の2の2（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第39条の2の3中「第100条の6第1項本文」を「第105条第4項」に改める。
 第39条の3第1項中「第100条の6第1項ただし書」を「第105条第4項ただし書」に改め、同条第2項中「第100条の6第1項ただし書及び」を削る。

第39条の4第1項中「第100条の6第1項」を「第105条第4項」に改める。
 第39条の12第1項中「自動車税環境性能割額又は自動車税種別割額」を「自動車税額」に改める。

第39条の13第1項ただし書中「第100条の6第2項（条例第105条第6項において準用する場合を含む。）」を「第105条第5項」に改める。
 附則第3項を削る。

別記第3号の4様式（表2）中「種別割」を削り、同様式（裏2）中「種別割」を削り、「第177条の8」を「第155条」に、「第177条の19及び第177条の21」を「第166条及び第168条」に、「年 月 日（ ）（自動車税の納期限後30日を経過する日）」を「自動車税の納期限後30日を経過する日」に改める。

別記第3号の4の2様式（表）中「種別割」を削り、同様式（裏）中「種別割」を削り、「第177条の8」を「第155条」に、「第177条の19及び第177条の21」を「第166条及び第168条」に改め、同様式の付表中「種別割」を削る。

別記第3号の5様式（表）中「種別割」を削り、同様式（裏）中「種別割」を削り、「第177条の8」を「第155条」に、「第177条の19及び第177条の21」を「第166条及び第168条」に改める。

別記第3号の5の2様式（表）中「種別割」を削り、同様式（裏）中「種別割」を削り、「第177条の8」を「第155条」に、「第177条の19及び第177条の21」を「第166条及び第168条」に改める。

別記第3号の5の3様式（表）中「種別割」を削り、同様式（裏）中「種別割」を削り、「第177条の8」を「第155条」に、「第177条の19及び第177条の21」を「第166条及び第168条」に改め、同様式の付表中「種別割」を削る。

別記第6号の2様式中「種別割」を削り、「（自動車 件分）」を「（自動車税 件分）」に改める。

別記第14号の2の4様式を削る。
 別記第15号様式から別記第16号様式まで及び別記第16号の4様式中「熊本県 熊本県自動車税事務所長」を「熊本県 広域本部長」に改め、「（自動車税事務所）」を削る。

別記第16号の5様式中「熊本県 広域本部長 熊本県自動車税事務所長」を「熊本県 広域本部長」に改める。

別記第16号の7様式中「熊本県 広域本部長 熊本県自動車税事務所長」を「熊本県 広域本部長」に改め、「（自動車税事務所）」を削る。

別記第16号の8様式から別記第17号様式までの規定中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県 広域本部長」に改める。

別記第17号の2様式中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県 広域本部長」に改め、「(自動車税事務所)」を削る。

別記第18号の2様式中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県 広域本部長」に改める。

別記第19号様式(その1)中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県 広域本部長」に改め、「(自動車税事務所)」を削る。

別記第19号様式(その2)中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県 広域本部長」に改める。

別記第19号の2様式及び別記第19号の2の2様式中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県 広域本部長」に改め、「(自動車税事務所)」を削る。

別記第19号の2の3様式中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県 広域本部長」に改める。

別記第19号の2の4様式中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県 広域本部長」に改め、「(自動車税事務所)」を削る。

別記第19号の3様式中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県 広域本部長」に改める。

別記第19号の4様式から別記第19号の7様式までの規定中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県 広域本部長」に改め、「(自動車税事務所)」を削る。

別記第26号の2様式(その4)を次のように改める。

別記第26号の2様式(その4)

受付印

更 正 請 求 書

年 月 日

熊本県 広域本部長 様

住所又は所在地
氏名又は名称
個人番号又は法人番号
(右詰で記載)

Grid for address/ID numbers

地方税法第20条の9の3第 項の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。

更 正 の 請 求 の 対 象

県たばこ税・ゴルフ場利用税・
軽油引取税

年 月 分

区 分

課税標準額(数量)

税 額

更 正 の 請 求 前

円

更 正 の 請 求 後

差

引

地方税法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合

法 定 納 期 限

年 月 日

地方税法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合

第1号の判決等の確定日

年 月 日

第2号の更正・決定等のあった日

年 月 日

第3号の政令で定める理由の生じた日

年 月 日

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項

Table with columns for bank name, branch, account type, and account details.

- (注) 1 この請求書は、県たばこ税、ゴルフ場利用税又は軽油引取税に係る更正の請求に使用してください。
2 この請求書は、納付(納入)申告書ごとに作成し、更正の請求の理由を証する書類を添付してください。
3 還付金について、口座振替による支払を希望される場合は、還付先欄に希望振替口座を記入してください。
4 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。
5 令和5年1月1日以後にその納税義務又は特別徴収義務が成立する県税に係る更正の請求をする場合には、「更正の請求前」及び「差引」の項中「課税標準額(数量)」の欄は記載する必要はありません。

別記第27号様式(その1)及び別記第27号様式(その2)中「熊本県 広域
熊本県自動車税事
本部長 務所長」を「熊本県 広域本部長」に改め、「(自動車税事務所)」を削る。
別記第28号様式(その2)中「種別割」を削る。
別記第28号の5様式中「特定公益信託の」を「公益信託の」に改め、「(特定公益
信託へ支出した金銭)」を削る。
別記第28号の6様式から別記第28号の8様式までの規定中「第30条第4号」を
「第30条第1項第4号」に改め、「(特定公益信託へ支出した金銭)」を削る。
別記第46号の2様式から別記第46号の2の4様式までを次のように改める。
別記第46号の2様式から別記第46号の2の4様式まで 削除
別記第46号の2の5様式及び別記第46号の2の6様式を次のように改める。

別記第46号の2の5様式 (第34条関係)

自動車税減免申請書

熊本県知事 様 年 月 日

申請者(納税義務者) 住所 氏名 個人番号

個人番号入力欄

電話 - -

熊本県税条例第109条第3項の規定により次のとおり自動車税の減免を申請します。

自動車 登録番号 熊本・熊 車検有効期限満了日 年 月 日

障害者 氏名(申請者と同じ) 生年月日 申請者との関係 住所(申請者と同じ) (現況 在宅 施設入所) 手帳の種類 身体障害者手帳 戦傷病者手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳 交付年月日 年 月 日 (再交付年月日 年 月 日) 障害の区分 障害の等級(程度) 障害名

運転者 氏名(申請者と同じ) 住所(申請者と同じ) 障害者の方以外の場合、以下を記入してください。 障害者の方との関係 生計を一にする者(同居 別居) 常時介護する者 自動車の使用目的 通院 通学 通所 生業 その他

既に減免を受けている自動車 無し あり (自動車 軽自動車) => 抹消 移転(年 月 日) その他

(注) 1 生計を一にする者(別居に限る)が申請又は運転する場合には、障害者の方と生計を一にすることを確認するため、次のいずれかの書類(写し)を添付してください。 (1) 「源泉徴収票」等 障害者の方が被扶養者であることが確認できるもの (2) 「確定申告書」等 障害者の方が扶養されていることが確認できるもの (3) その他 他の法律上、生計を一にするものとして認定されていることが確認できるもの 2 常時介護する者が運転する場合には、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書を添付してください。 3 該当する項目の口にチェックしてください。

※以下の欄は記入不要です。

職員記入欄 受付区分 種別 税目 税率等 減免額

別記第46号の3様式、別記第47号様式及び別記第47号の2の3様式中「種別割」を削る。
別記第53号の3様式を次のように改める。

別記第53号の3様式(第39条の3関係)

(表)

| | | | |
|---------------------|-------------|-------------------|--------|
| 県 税 | | 領 収 書 | |
| 口座 番号 | 加入 者 | 熊本県指定金融機関 肥後銀行 | 支店 |
| 熊本県自動車税事務所会計職員 様 | | | |
| 年度 | 一 般 会 計 | | |
| (款) 県 税 | (項) 自 動 車 税 | | |
| (目) 証紙収入 | (節) 証 紙 収 入 | | |
| 金額 | 億 | 千 | 百 |
| 年 | 月 | 日 | からの収入金 |
| 上記の金額領収しました。 | | | |
| 領収日付印 | | | |
| 熊本県自動車税事務所所管 | | | |

印

| | | | |
|---------------------|-------------|-------------------|-------|
| 県 税 | | 払 込 書 | |
| 口座 番号 | 加入 者 | 熊本県指定金融機関 肥後銀行 | 支店 |
| 熊本県自動車税事務所会計職員 印 | | | |
| 年度 | 一 般 会 計 | | |
| (款) 県 税 | (項) 自 動 車 税 | | |
| (目) 証紙収入 | (節) 証 紙 収 入 | | |
| 金額 | 億 | 千 | 百 |
| 日 | 口 数 | 金 額 | 領収日付印 |
| 計 | | | |
| 熊本県自動車税事務所所管 | | | |

印

| | | | |
|---|-------------|-------------------|--------|
| 県 税 | | 領 収 済 通 知 書 | |
| 口座 番号 | 加入 者 | 熊本県指定金融機関 肥後銀行 | 支店 |
| 熊本県自動車税事務所会計職員 | | | |
| 年度 | 一 般 会 計 | | |
| (款) 県 税 | (項) 自 動 車 税 | | |
| (目) 証紙収入 | (節) 証 紙 収 入 | | |
| 金額 | 億 | 千 | 百 |
| 年 | 月 | 日 | からの収入金 |
| 上記の金額は領収済ですから通知します。 熊本県自動車税事務所委任出納員様 | | | |
| 指定金融機関印 | 取りまとめ局 | 領収日付印 | |
| | 局 | | |
| 熊本県自動車税事務所所管 | | | |

受付局保存(3年)

取りまとめ局→指定金融機関

(基)

払込みの内訳

| 区 分 | 件 数 | 金 額 |
|---------|-----|-----|
| 自 動 車 税 | | |

払込みの内訳

| 区 分 | 件 数 | 金 額 |
|---------|-----|-----|
| 自 動 車 税 | | |

別記第57号様式を次のように改める。

別記第57号様式(第39条の7関係)

熊
本
県

自
動
車
税

証
紙
代
金
収
納
計
器
取
扱
所

別記第62号様式中「環境性能割」を「自動車税」に改める。
 別記第67号様式を次のように改める。
 別記第67号様式(第39条の14関係)

自動車税証紙徴収報告書

| 区 分 | | 自 動 車 税 | |
|-----|------------|---------|-----|
| | | 本 月 分 | 累 計 |
| 申告額 | 件 数 | | |
| | 税 額 | | |
| 徴収額 | 計器分 件 数 | | |
| | 税 額 | | |
| 現金分 | 件 数 | | |
| | 税 額 | | |
| 徴収額 | 件 数 | | |
| | 税 額 | | |
| 差引額 | 件 数 | | |
| | 税 額 | | |

上記のとおり報告します。

熊本県総務部長 様

年 月 日

熊本県自動車税事務所長

別記第68号様式を削る。
 (アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例施行規則の一部改正)
 第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例施行規則(昭和27年熊本県規則第51号)の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。
 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例施行規則
 第1条 「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例」を「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に改める。
 別記第1号様式中「種別割」を削る。
 別記第2号様式中「自動車税種別割」を「自動車税」に、「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例」を「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に、「第177条の8」を「第155条」に改める。
 (熊本県税災害減免条例施行規則の一部改正)
 第3条 熊本県税災害減免条例施行規則(昭和38年熊本県規則第27号)の一部を次のように改正する。
 第4条 第1項中「、別記第2号の2様式」を削り、同条第2項中「、賦課処分を知った日又は熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)第100条の5第1項に規定する納期限の日」を「又は賦課処分を知った日」に改める。
 別記第2号の2様式を削る。
 別記第3号様式中「種別割」を削る。
 (熊本県行政手続における特定個人情報の提供等に関する番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の行政手続における特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部改正)
 第4条 熊本県行政手続における特定個人情報の提供等に関する条例施行規則(平成27年熊本県規則第48号)の一部を次のように改正する。
 第13条中「次の各号に掲げる事務」を「熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)第109条第1項第5号の規定による自動車税の減免に関する事務」に、「当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報」を「納税義務者又は当該納税義務者と生計を一にする者に係る療育手帳の交付に関する情報」に改め、同条各号を削る。
 附 則
 (施行期日)
 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中第19条の3の5及び別記第28号の5様式から別記第28号の8様式までの改正規定は、令和9年1月1日から施行する。
 (経過措置)
 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の熊本県税条例施行規則(以下「旧県税規則」という。)の規定により交付されている通知書等は、第1条の規定による改正後の熊本県税条例施行規則(以下「新県税規則」という。)の規定により交付された通知書等とみなす。
 3 この規則の施行の際現に旧県税規則の規定及び第3条の規定による改正前の熊本県税条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、新県税規則及び第3条の規定による改正後の熊本県税災害減免条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
 4 令和7年度以前の年度分の熊本県税条例等の一部を改正する条例(令和8年熊本県条例第28号)第1条の規定による改正前の熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)に規定する自動車税種別割を課せられたことのある自動車についての新県税規則別記第3号の4様式(表2)及び別記第28号様式(その2)以前年度分の旧自動車税種別割(熊本県税条例等の一部を改正する条例(令和8年熊本県条例第29号)の規定による改正前の熊本県税条例に規定する自動車税種別割をいう。)又は自動車税の納税証明書と、「自動車税の」とあるのは「令和7年度以前の年度分の旧自動車税種別割(熊本県税条例等の一部を改正する条例(令和8年熊本県条例第29号)第1条の規定による改正前の熊本県税条例に規定する自動車税種別割をいう。)又は自動車税の」とする。
 (熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)
 5 熊本県産業廃棄物税条例施行規則(平成17年熊本県規則第3号)の一部を次のように改める。
 第2条中「又は自動車税環境性能割」を「又は軽油引取税」に、「、自動車税環境性能割又は産業廃棄物税」を「、軽油引取税又は産業廃棄物税」に改める。

熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

熊本県知事 木村 敬

熊本県規則第24号

熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則
 熊本県産業廃棄物税条例施行規則（平成17年熊本県規則第3号）の一部を次のように改正する。
 第11条第2号中「第2条第13項」を「第2条第15項」に改める。
 附 則
 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第23号

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和8年3月31日

本庁各部（公室・局）課
 各地方出先機関
 熊本県知事 木 村 敬

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令
 熊本県税事務取扱規程（昭和47年熊本県訓令第9号）の一部を次のように改正する。
 第15条第4項中「（自動車税環境性能割（以下「環境性能割」という。）にあっては自動車税事務所）」を削る。
 第79条第1項中「（環境性能割・種別割）」及び「から第80条の2まで」を削り、同項第2号中「環境性能割及び」及び「種別割（以下「種別割」という。）」を削り、同項第3号中「第100条の6第1項本文及び」を削り、同項第6号中「第100条の6第1項ただし書及び」を削り、同条第2項第1号中「環境性能割及び種別割」を「自動車税」に改める。
 第80条を次のように改める。
 第80条 削除
 第80条の2及び第80条の3を削る。
 第81条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「種別割で」を「自動車税で」に、「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、同項第1号中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第2号中「第105条第5項」を「第105条第8項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改める。
 第81条の2を削る。
 第82条中「種別割」を削る。
 第84条中「種別割」を「自動車税」に改める。
 第136条第3項、第145条、第148条の3、第149条第2項、第150条、第153条第2項及び第3項、第155条、第158条第1項並びに第159条第4項中「広域本部長等」を「広域本部長」に改める。
 別表第1作成者の欄中「広域本部長等」を「広域本部長」に改め、同表自動車税事務所長の項を削る。
 別記第4号様式（その1）を次のように改める。

別記第4号様式(その2)を削る。
 別記第5号様式中「、第80条の3」を削る。
 別記第65号様式から別記第66号の5様式までを次のように改める。
 別記第65号様式から別記第66号の5様式まで 削除
 別記第66号の6様式を次のように改める。

別記第66号の6様式(第81条関係)

| | | | | | |
|-------------|-------------|-------|-----|-----|--|
| 自動車税証紙徴収日計表 | | | | | |
| 決 裁 | | | | | |
| | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | |
| 区 | 分 | 税 額 | 件 数 | | |
| 自動車税 | 申 告 額 | | | | |
| | 徴 収 額 | 計 器 分 | | | |
| | | 現 金 分 | | | |
| | 差 引 額 | | | | |
| | | | | 取扱者 | |

別記第66号の7様式を削る。
 「熊本県 広域本部長
 別記第127号様式中 熊本県自動車税事務所長」を「熊本県 広域本部長」に改める。
 別記第128号様式中「熊本県自動車税事務所長」を削る。
 別記第129号様式中「熊本県 広域本部長」を「熊本県 広域本部長」に、「3 場所 熊本県自動車税事務所」を「3 場所 広域本部」に改める。

別記第130号様式中「 広域本部
自動車税事務所」を「 広域本部」に改め、同様式（注）
を削る。

別記第145号様式、別記第146号様式及び別記第148号の2様式中「熊本県
熊本県自動
広域本部長
車税事務所長」を「熊本県 広域本部長」に改める。

別記第151号様式中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県 広域本部長」に改
め、「（自動車税事務所）」を削る。

別記第153号様式及び別記第157号様式中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県
広域本部長」に改める。

別記第159号の2様式を次のように改める。

別記第159号の2様式(第12条、別表第1関係)

年度県税決算書付表10におけるその他の繰越額内訳表

広域本部

担当者

| 税目 | 区分 | 付表10におけるその他の繰越額 | 内 | | | | | 訳 | |
|-------------------------|-----|-----------------|-------------|--------------|----------|-------------|------------|-----|--|
| | | | 徴収可能と思われるもの | 住居所不明で調査中のもの | 財産調査中のもの | 執行停止の見込みのもの | 不納欠損見込みのもの | その他 | |
| 法人県民税 | 税額数 | | | | | | | | |
| 県民税利子割 | 税額数 | | | | | | | | |
| 個人事業税 | 税額数 | | | | | | | | |
| 法人事業税 | 税額数 | | | | | | | | |
| 地方消費税 | 税額数 | | | | | | | | |
| 不動産取得税 | 税額数 | | | | | | | | |
| 県たばこ税 | 税額数 | | | | | | | | |
| ゴルフ場利用税 | 税額数 | | | | | | | | |
| 軽油引取税 | 税額数 | | | | | | | | |
| 自動車税 | 税額数 | | | | | | | | |
| 鉦区税 | 税額数 | | | | | | | | |
| 狩猟税 | 税額数 | | | | | | | | |
| 産業廃棄物税 | 税額数 | | | | | | | | |
| 滞納繰越分 | 税額数 | | | | | | | | |
| 総計 | 税額数 | | | | | | | | |
| 特別法人事業税 | 税額数 | | | | | | | | |
| 地方法人特別税 | 税額数 | | | | | | | | |
| 特別法人事業税又は地方法人特別税(滞納繰越分) | 税額数 | | | | | | | | |
| 特別法人事業税又は地方法人特別税 | 税額 | | | | | | | | |
| 総計 | 件数 | | | | | | | | |

注) 「自動車税」には、令和7年度の旧自動車税種別割(熊本県税条例等の一部を改正する条例(令和8年熊本県条例第29号)第1条の規定による改正前の熊本県税条例に規定する自動車税種別割をいう。)を含む。

別記第162号様式(その1)次のように改める。

別記第162号様式 削除

別記第162号様式(その2)及び別記第162号様式(その3)を削る。

別記第163号様式中「(自動車税事務所)」を削る。

別記第164号様式(表)中「熊本県 広域本部 熊本県自動車税事務所」を「熊本県 広域本部」に改め、同様式(裏)中「(自動車税事務所)」を削る。

別記第166号様式(表)中「熊本県 広域本部 熊本県自動車税事務所」を「熊本県 広域本部」に改め、同様式(裏)中「(自動車税事務所)」を削る。

別記第167号様式中「西(東)日本電信電話株式会社」を「NTT西(東)日本株式会社」に、「熊本県広域本部長」を「熊本県広域本部長」に改める。

別記第168号様式中「熊本県自動車税事務所」を「熊本県広域本部」に改め、「(自動車税事務所)」を削る。

別記第168号の2様式及び別記第169号様式中「熊本県広域本部長」を「熊本県広域本部長」に改める。

別記第170号様式中「熊本県自動車税事務所」を「熊本県広域本部長」に改め、「(自動車税事務所)」を削る。

別記第171号様式中「熊本県広域本部長」を「熊本県広域本部長」に改める。

別記第172号様式中「熊本県広域本部長」を「熊本県広域本部長」に改め、「(自動車税事務所)」を削る。

別記第173号様式中「熊本県広域本部長」を「熊本県広域本部長」に改める。

別記第174号様式中「熊本県広域本部長」を「熊本県広域本部長」に改め、「(自動車税事務所)」を削る。

別記第175号様式中「熊本県広域本部長」を「熊本県広域本部長」に改める。

別記第176号様式中「熊本県広域本部」を「熊本県広域本部」に改め、「(自動車税事務所)」を削る。

別記第177号様式中「熊本県広域本部」を「熊本県広域本部」に改める。

別記第177号の2様式(表)中「熊本県広域本部」を「熊本県広域本部」に改め、同様式(裏)中「(自動車税事務所)」を削る。

別記第178号様式中「熊本県広域本部長」を「熊本県広域本部長」に改める。

別記第179号様式及び別記第180号様式中「熊本県広域本部長」を「熊本県広域本部長」に改め、「(自動車税事務所)」を削る。

別記第181号様式中「熊本県広域本部」を「熊本県広域本部」に改める。

別記第182号様式中「西(東)日本電信電話株式会社」を「NTT西(東)日本株式会社」に、「熊本県広域本部長」を「熊本県広域本部長」に改める。

別記第183号様式及び別記第184号様式中

「熊本県自動車税事務所」を削る。

別記第185号様式(その1)及び別記第185号様式(その2)中「熊本県広域本部長」を「熊本県広域本部長」に改める。

別記第186号様式(その1)(表)中「熊本県広域本部長」を「熊本県広域本部長」に改め、同様式(裏)中「(自動車税事務所)」を削る。

別記第186号様式(その2)から別記第189号様式(その1)までの規定中「熊本県広域本部長」を「熊本県広域本部長」に改める。

別記第189号様式(その2)中「熊本県 広域本部
熊本県自動車税事務所」を「熊本県 広域本部」
に改める。

別記第190号様式中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県 広域本部長」に改
める。

別記第191号様式中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県 広域本部長」に改
め、「(自動車税事務所)」を削る。

別記第192号様式中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県 広域本部長」に改
める。

別記第193号様式(その1)(表)中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県
広域本部長」に改め、同様式(裏)中「(自動車税事務所)」を削る。

別記第193号様式(その2)中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県 広域本
部長」に改める。

別記第194号様式中「西(東)日本電信電話株式会社」を「NTT西(東)日本株式
会社」に、「熊本県 広域本部長」を「熊本県 広域本部長」に改める。

別記第195号様式及び別記第196号様式中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県
広域本部長」に改める。

別記第197号様式及び別記第198号様式中「熊本県 広域本部
熊本県自動車税事務所」を「熊本県
広域本部」に改める。

別記第199号様式及び別記第200号様式中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県
広域本部長」に改める。

別記第201号様式中「西(東)日本電信電話株式会社」を「NTT西(東)日本株式
会社」に、「熊本県 広域本部長」を「熊本県 広域本部長」に改める。

別記第202号様式中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県 広域本部長」に改
める。

別記第203号様式及び別記第205号様式中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県
広域本部長」に改め、「(自動車税事務所)」を削る。

別記第206号様式及び別記第208号様式中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県
広域本部長」に改める。

別記第209号様式中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県 広域本部長」に改
め、「(自動車税事務所)」を削る。

別記第210号様式、別記第211号様式及び別記第212号様式中「熊本県 広
熊本県自動車税
域本部長
事務所長」を「熊本県 広域本部長」に改める。

別記第213号様式(その1)(表)中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県
広域本部長」に改め、同様式(裏)中「(自動車税事務所)」を削る。

別記第213号様式(その2)及び別記第214号様式(その1)中「熊本県 広
熊本県自動車税
域本部長
事務所長」を「熊本県 広域本部長」に改める。

別記第214号様式(その2)中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県 広域本
部長」に改め、同様式(備考)中「西(東)日本電信電話株式会社」を「NTT西(東)
日本株式会社」に改める。

別記第215号様式中「西(東)日本電信電話株式会社」を「NTT西(東)日本株式
会社」に、「熊本県 広域本部長」を「熊本県 広域本部長」に改める。

別記第216号様式(その1)(表)中「熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長」を「熊本県
広域本部長」に改め、同様式(裏)中「(自動車税事務所)」を削る。

別記第244号様式中
 熊本県自動車税事務局長
 熊本県自動車税事務局長
 を
 熊本県自動車税事務局長
 に、
 熊本県自動車税事務局長
 を
 熊本県自動車税事務局長
 に改める。

別記第245様式中
 熊本県自動車税事務局長
 熊本県自動車税事務局長
 を
 熊本県自動車税事務局長
 に、
 熊本県自動車税事務局長
 を
 熊本県自動車税事務局長
 に改める。

別記第246号様式(その1)中
 熊本県自動車税事務局長
 熊本県自動車税事務局長
 を
 熊本県自動車税事務局長
 に改める。

別記第246号様式(その2)中
 「西(東)日本電信電話株式会社」を「NTT西(東)日本株式会社」に、
 熊本県自動車税事務局長
 熊本県自動車税事務局長
 を
 熊本県自動車税事務局長
 に改める。

別記第253号様式中
 熊本県自動車税事務局長
 熊本県自動車税事務局長
 を
 熊本県自動車税事務局長
 に改める。

別記第254号様式中
 熊本県自動車税事務局長
 熊本県自動車税事務局長
 を
 熊本県自動車税事務局長
 に改める。

別記第256号様式中
 熊本県自動車税事務局長
 熊本県自動車税事務局長
 を
 熊本県自動車税事務局長
 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別記第4号様式(その1)の改正規定及び別記第4号様式(その2)を削る改正規定並びに次項の規定は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の熊本県税事務取扱規程(以下「新訓令」という。)別記第4号様式の規定は、前項ただし書きに規定する日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

3 令和7年度分の自動車税環境性能割に係るこの訓令による改正前の熊本県税事務取扱規程(以下「旧訓令」という。)第12条の規定による書類の調製及び提出については、なお従前の例による。

4 この訓令の施行の際現に旧訓令の規定により交付されている通知書等は、新訓令の規定により交付された通知書等とみなす。

5 この訓令の施行の際現に旧訓令の規定により提出されている申請書その他の書類は、新訓令の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

6 新訓令別記第159号の2様式の規定は、令和8年度以後の年度分の県税の決算について適用し、令和7年度までの県税の決算については、なお従前の例による。